

権利放棄につき議決を求めることについて

1 概要

平成17年4月5日に発覚した県営林における森林窃盗に係る損害賠償請求案件について、納入義務者死亡および相続人の相続放棄により今後回収の見込みがないため権利放棄をすることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

2 納入義務者

麦島 政弘

富山県富山市小杉 813 番地 1 コーポ石坂 101 号

3 被害にあった県営林

県営林名 栗原県営林

所在地 大津市（旧志賀町）大字栗原字霊仙山 1605-2 他2筆

契約面積 34.08ha

土地所有者 中井平一ほか9名（大津市和邇中・栗原・今宿の三ヶ村共有林）

契約年月日 昭和16年4月1日

4 権利放棄する額

損害賠償金 2,596,784 円 損害賠償金 2,600,800 円－強制執行による取立金額 4,016 円

訴訟費用 19,000 円 訴状にかかる印紙代

執行費用 18,406 円 裁判所への申立手数料、差押命令の送達料等

計 2,634,190 円

遅延損害金 納入日までの日数に応じ、年5分の割合を乗じて得た金額

5 権利放棄の理由

平成19年1月23日に刑事訴訟による罰金刑が確定後、損害賠償金の支払協議を行ってきたが、応じないため、平成22年4月30日に損害賠償請求訴訟を提起した。

同年12月25日に判決確定後、納入義務者に対し継続的に損害賠償金を請求してきたが、令和3年7月13日に納入義務者が死亡し、同年9月28日までに全相続人が相続を放棄した。

このことは、県が定める「税外未収金対策にかかるガイドライン」における私債権の債権放棄の条件（「債務者等が死亡し、その財産が存せず、かつ、債務の相続がされていないとき」）に該当するため、権利放棄の議決を求めるものである。